

# 第 4 回

## 第 2 次北海道アイヌ政策推進方策検討会議

### 議 事 録

日 時：2025年11月6日（木）午後2時00分開会

場 所：TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前

カンファレンスルーム5A

## 1. 開 会

### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

ただ今から第4回第2次北海道アイヌ政策推進方策検討会議を開催いたします。

私は、司会進行を務めます北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長の高石でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

開会に当たりまして、北海道環境生活部アイヌ政策監の高見からご挨拶申し上げます。

### ○高見アイヌ政策監

イランカラテ。

北海道環境生活部アイヌ政策監の高見でございます。

皆様、本日も大変お忙しい中、お集りいただきまして、誠にありがとうございます。

前回までの検討会議において、これまでの取組の検証から次期方策の骨子案の考え方などについてご議論いただいたところがございますが、その内容と、9月に実施いたしました地域意見交換会におけるアイヌの方々からのご意見等を踏まえ、本日は、事務局から、次期方策の素案等について、ご説明いたします。

これまでの長い歴史の中でつないできました伝統や文化、そして思いを未来につなぐための方策としたいと考えておりますので、構成員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

### ◎資料確認

### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

それでは、お手元に配布の会議資料のご確認をお願いいたします。

配布資料1番上の次第の下段に記載のとおり、会議次第の次、上から順に、出席者名簿、配席図、資料1、資料2-1・2-2、参考資料1-1・1-2、参考資料2、参考資料3、参考資料4、参考資料5と配布しております。資料の不足はございませんでしょうか。

（無しの声）

ありがとうございます。

本日の議事でございますが、次第でございますように、

（1）第3回会議で出された意見と対応方向、（2）第2次北海道アイヌ政策推進方策（素案）について説明させていただき、皆様から、ご意見などを頂戴したいと考えております。

なお、素案の段階になりますので、皆様からそれぞれご意見を頂戴する時間を設けさせていただき、所要時間は、会場の都合上、2時間程度と考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、進行につきまして、落合座長お願いいたします。

### 3. 議 事

#### ○落合座長

それでは、議事に沿って進行させていただきます。次第の3（1）について、事務局から説明お願いいたします。

#### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

議事の途中ですが、高見アイヌ政策監につきまして、急きよの用務によりここで退席させていただきます。

#### ○事務局（梅谷アイヌ政策課主幹）

事務局の梅谷と申します。よろしくをお願いいたします。

議題（1）第3回検討会議で出された意見と対応方向について、説明いたします。資料1をご覧ください。

方策の5つの施策の柱ごとに、関連するご意見を整理しております。

まず「1理解の促進」についてです。

教育について、単にアイヌを取り上げて進めるだけではなく、アイヌであることを隠している人がいることを理解してもらいたいとのご意見をいただきました。こちらについては、ご意見を踏まえ、教育の充実について方策に記載するとともに、児童、生徒など若年層に向けた理解促進について検討してまいります。

その下、教育について、ウポポイや二風谷から遠い小中学校でどういう対応が可能か検討すべきとの点については、オンライン、リモートでのウポポイの観覧など、遠隔地におけるウポポイの活用方法について、検討を進めてまいりたいと考えています。

続きましてその下、「2生活の向上」についてです。

アイヌ高等学校等進学奨励費、大学貸付について、大学進学率が和人と比べて差があるという点の方策への反映については、アイヌの人たちの教育の充実について方策に記載いたします。

なお、大学貸付については、今年9月に実施した地域意見交換会におきまして、学生支援機構の給付型奨学金を含め、制度周知が行き届いていない、相談体制の整備が必要などのご意見もございました。こうしたご意見も踏まえ、生活向上施策は、アイヌの人たちの生活意識や環境の変化など状況の変化を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、2ページ目をご覧ください。上段下段ともに同様のご指摘ですが、生活向上施策について、雇用の安定、生活の安定などは、全国民共通の課題であるため、根拠を示して、必要性を説明しなければ、逆にアイヌの人たちに対する道民の目が厳しくなるなどといった点については、ご意見で出ていた生活保護世帯に着目すると、アイヌ生活実態調査では、高齢者世帯が最も多く、その他の世帯についてはアイヌ居住市町村全体よりも割合が低いという結果になっております。生活向上施策は、そうしたアイヌの人たちの状況の変化を踏まえ、取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、3ページをご覧ください。「3文化の振興」、「4地域、産業及び観光の

振興」についてです。

観光は道内各地との連携が大事、体験は興味を惹きつけるものであり重要との点につきまして、道内各地との連携について、これまでアイヌ文化ゆかりの地と観光資源を組み合わせた周遊モデルコースの情報発信を行ってきていますが、ご意見を踏まえ、アイヌ文化に関する学習・体験の場を充実させること、道内各地にあるアイヌ関連施設と観光資源等の連携を進めることについて、方策に記載するとともに、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。

次に、3ページ目下段から4ページ目にかけてですが、産業の振興とは何か、機動訓練の位置づけをはっきりさせること、といった点についてですが、まず、産業の振興は、アイヌ事業者の経営講習会や個別指導を実施するアイヌ中小企業経営改善指導事業などがあり、伝統工芸に限られるものではありません。

機動職業訓練は、求職者の方などを対象に、再就職の支援を目的に行われる職業訓練であり、現在は、パソコンや介護等の訓練コースが実施されていますが、アイヌ文化の担い手育成という観点では行われていません。

また、職業訓練を含む就労促進に係る施策については「2生活の向上」、産業振興に係る施策については「4地域、産業及び観光の振興」に位置づけています。

続きまして、4ページ目下段から5ページ目にかけてご覧ください。「5多様な文化との交流促進」についてですが、国際交流の促進について間口を広げるような取組があったらよい、小さいうちから、アイヌであるということにアイデンティティを持ってもらうことが必要といった点については、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。

次に、5ページ目「6その他」についてですが、アイヌ民族文化財団の事業について、道は財団に何をやってもらうために補助金を出しているのか、必要なものに効果的にお金を捻出しているのかとの点についてですが、アイヌ民族文化財団は、アイヌ施策推進法で定める指定法人として、同法第21条で定めるアイヌ文化振興に関する業務等を行うこととされています。

道といたしましては、同財団による事業の実施につきまして、事前、事後の検証を行うなど、より効率的な執行を行うような検討をしてまいりたいと考えています。

資料1の説明はこれで終了させていただきます。続きまして、参考資料1-1、1-2をご覧ください。

参考資料1-1ですが、こちらは、9月に道内7カ所で行った地域意見交換会と、アイヌ当事者である学生の方3名から行ったヒアリングにおいて出された意見を取りまとめたものになります。参考資料1-1は、方策の柱、意見の概要ごとに件数を取りまとめたもので、参考資料1-2につきましては、意見の概要を一覧で取りまとめたものになります。参考資料1-2については後ほどご参照いただければと思います。

参考資料1-1の1ページ目記載のとおり、「1理解の促進」に関する意見が最も多く、

SNSによる誹謗中傷等への対策についてのご意見を多くいただいたところです。

続きまして、参考資料1-1の2ページ目をご覧ください。「2生活の向上」としては、修学資金に関するご意見をいただいたほか、生活向上施策に関する制度だけではなく、一般施策として整備されているアイヌの方が受けられる支援制度について周知が行き届いていない、制度周知、相談体制の整備が必要とのご意見もありました。

続きまして、その下の「3文化の振興」、「4地域、産業及び観光の振興」といたしましては担い手の育成に関するご意見、「5多様な文化との交流促進」としては若い人の関心を高めるための普及啓発等の取組に関するご意見などをいただきました。

こうした意見の方策への反映については、後ほど素案において説明させていただきます。

参考資料1-1の説明は以上となりまして、続きまして、参考資料2「高等教育の修学支援新制度について」をご覧ください。

アイヌ高等学校等進学奨励費、大学貸付に関しまして、地域意見交換会において、学生支援機構の給付型奨学金を含めた制度周知が行き届いていないとのご意見を頂戴しました。

道といたしましては、これまでのアイヌ子弟に対する進学奨励費の制度を維持していきたいと考えておりますが、地域意見交換会での意見等を踏まえ、道の制度だけでなく、学生支援機構の制度など一般施策を含めた制度周知に課題があると考えています。

今回、この場をお借りして地域意見交換会でも意見が出ておりました学生支援機構の給付型奨学金制度について簡単に紹介させていただければと思います。

参考資料2は、文部科学省のホームページに掲載されているものでありますが、こちらの給付型奨学金の制度は、令和2年4月から開始した制度で、一定の収入要件があるものの、進学先で学ぶ意欲がある学生であれば対象となるものになっております。資料右下に記載のとおり、収入によって支援額は異なりますが、年収約600万円以下であれば、授業料等減免に加え、給付型奨学金が支給される形となっております。なお、令和7年度からは、扶養する子どもが3人以上の場合は、所得制限なく、上限額まで、授業料等減免の支援を受けられる形となっております。

道といたしましては、こうした制度も含め、アイヌの方が必要な支援を受けられるよう、制度周知を図るとともに、アイヌの方が必要な情報をいつでも入手できるような環境づくりなど、アイヌの人たちの状況の変化を踏まえ、時代に即した適切な支援に努めてまいりたいと考えています。

議題(1)の説明は以上となります。

## ○落合座長

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明いただきましたが、意見に対する対応方向につきましては、次にご説明いただく素案も踏まえた上で議論いただいた方がよろしいかと思っておりますので、議題(2)第2次北海道アイヌ政策推進方策(素案)について、ご説明いただいたのちご質問などを頂戴できればと思います。

それでは、事務局から説明お願いいたします。

## ○事務局（高田アイヌ政策課主査）

事務局の高田と申します。よろしくお願ひいたします。

議題（２）第２次北海道アイヌ政策推進方策（素案）について、説明いたします。資料２－１が概要、資料２－２が素案（案）全文になりますが、時間の都合上、主に資料２－１の概要をベースに説明させていただきます。

まず資料２－１の上段「１策定の経緯等」については、現方策策定後の現状・課題等を踏まえ、第２次方策を策定することとしています。

次に、「２基本的な考え方」についてですが、方策の期間は、令和８年度から概ね５年間とし、目指す姿は、現方策に引き続き、アイヌ施策推進法第１条の目的を踏まえ、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての道民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することとしています。

展開方向については、現方策では施策の柱ごとの関係性を示していませんでしたが、SNSによる書き込み等が多いという実態調査の結果、こうした状況を踏まえた理解促進の取組が必要との検討会議等での意見、アイヌ施策推進法の趣旨を踏まえ、「理解の促進」を基本に、各施策を展開していくこととしております。各施策の関係性のイメージとしては、資料２－１の２枚目下段、第２次北海道アイヌ政策推進方策の施策の体系についての部分で体系図を掲載しておりますのでご参照ください。

次に、資料２－１の１枚目「３推進施策」をご覧ください。

まず「(1)理解の促進」についてですが、現状・課題としては、SNSの書き込み等が最多など差別の態様の変化がみられるところ、児童、生徒など若年層の理解促進、新たな差別の態様を踏まえた取組が必要な状況にあるといえます。

施策の方向としては、アイヌへの理解に向けた教育の充実、道内外への普及啓発に引き続き取り組むとともに、新たな項目として、「ウSNSによる誹謗中傷等への対策」を設け、国や関係団体等と連携した効果的な対策の推進を図ってまいりたいと考えています。

次に、「(2)生活の向上」をご覧ください。現状・課題としては、生活の意識について「少しゆとりがある」の増加がみられるところ、生活向上施策は、生活意識や環境変化など状況の変化を踏まえることが必要な状況にあるといえます。

施策の方向としては、アイヌの人たちの教育の充実、雇用・生活の安定に引き続き取り組んでいくとともに、実態調査の結果や、検討会議、地域意見交換会等のご意見等を踏まえ、ウの項目３行目の下線部分になりますが、アイヌの人たちの状況の変化を踏まえ、時代に即した適切な支援に努めていく旨新たに記載を追加し、後ほどご説明しますが、制度周知を図るとともに、アイヌの方が必要な情報をいつでも入手できるような環境づくりなどを行っていきたいと考えています。

次に、「(3)文化の振興」をご覧ください。現状・課題としては、アイヌ文化と接した機会について道内は多数の一方、道外は少数であって、後継者の養成が必要な状況にありま

す。アイヌ文化は、アイヌの民族としてのアイデンティティの基盤ともいうべきものであり、復興はもとより、次世代へ継承し、創造・発展させていくことが必要と考えております。

施策の方向としては、引き続き、アイヌ文化の保存・伝承、魅力発信、アイヌ文化振興の基盤づくりに取り組み、検討会議での「体験は興味を惹きつけるものであり重要」とのご意見等も踏まえ、学習・体験の場の充実等を図っていきたいと考えています。

次に、資料2枚目「(4)地域、産業及び観光の振興」をご覧ください。現状・課題としては、工芸家の高齢化などにより後継者が不足しているところ、若い世代がアイヌ工芸の魅力に触れる機会の確保が必要な状況にあると考えています。また、アイヌ文化を貴重な地域資源として位置づけ、アイヌと地域の人たちが協力して、安定的な所得が得られる場を確保することとともに、地域経済の活性化や本道観光の振興にもつなげていくことが不可欠と考えております。このほか、小規模経営が多い農林漁業は経営安定化が重要と考えています。

施策の方向としては、引き続き、アイヌ伝統工芸等の振興、アイヌ文化を核とした地域や観光の振興、産業の振興に取り組み、検討会議での「観光は道内各地との連携が大事」とのご意見等も踏まえ、アイヌ関連施設と観光資源等の連携を進め、広域的な周遊促進などにより、地域の活性化を図ってまいりたいと考えています。

次に、「(5)多様な文化との交流促進」についてですが、現状・課題としては、交流を通じて、相互に理解を深め、尊重することができる共生社会の実現を図ることが必要と考えておりますが、30歳未満において交流への関心が低い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、施策の方向としては、アの項目2行目の下線部分になりますが、「若年世代をはじめとしたアイヌの人たちの交流に対する関心を高め」を新たに追加し、引き続き、海外の少数民族や先住民族との交流を促進してまいります。

続きまして、資料2-2の18ページをご覧ください。こちらは、現方策においては、方策の項目の1つとして「第2 背景・歴史・現状」として位置づけていたものですが、内容を厚く記載しておりまして、方策全体の参考とする位置づけとすることが適切と考えられることから、法律、道の方針、実態調査の結果と同じように、1つの資料として扱うこととし、記載の位置づけを変更しています。

資料2-1、2-2の説明は以上になりまして、続きまして、参考資料3「アイヌ住宅改良促進事業について」というタイトルの資料をご覧ください。

こちらは、第2回検討会議において、住宅改良資金について、抵当権の考え方等のご意見をいただいていたところ、国に考え方を確認したほか、道内市町村の状況等も確認し、改めて事業の目的等を整理したものになります。

「1目的」は、生活環境等の整備が遅れているアイヌの方の居住地の環境整備改善を図ることとされています。

「2事業の仕組み」について、3行目ですが、制度趣旨は「自己資金や民間金融機関で

の融資では不足する部分の建築資金を地方公共団体で融資するもの」であって、家1軒の建築資金全てをまかなうための制度ではないとされています。

「3 抵当権の考え方」については、3行目ですが、他の制度を併用し、市町村が第一順位の抵当権を設定できない場合は、後順位抵当権の設定や連帯保証人の選任など、債権保全の観点から必要な措置が必要という考え方になっております。

「4 本事業を実施する道内51市町村の状況」として、令和7年9月に道において調査を行ったところ、貸付利率は45市町村が2.0%、1市のみ1.9%となっています。

事業のニーズとしては、民間金融機関でより有利な金利で融資を受けられる等によりニーズがないとする市町村が30市町村であり、不明等15市町村の大半は長年実績がないというものです。

資料2枚目をご覧ください。こちらは、アイヌ住宅改良促進事業と民間金融機関における制度を比較したものです。なお、各金融機関の条件は、個別の事情により異なるほか、一番下に記載しているアイヌ住宅改良促進事業も、各市町村により定めている条件が異なる部分があるかと思しますので、あくまで参考としてご参照いただければと思いますが、こうして比較をしますと、金額、利率等はじめとした条件いずれにおいても民間金融機関が充実している状況にあると考えられます。

先ほど議題（1）の修学資金に関してもご説明しましたが、道としては、こうした制度も含め、アイヌの方が必要な支援を受けられるよう、制度周知を図るとともに、アイヌの方が必要な情報をいつでも入手できるような環境づくりなど、アイヌの人たちの状況の変化を踏まえ、時代に即した適切な支援に努めてまいりたいと考えています。

議題（2）の説明は以上となります。

### ○落合座長

はい、ありがとうございました。議題（1）（2）について、事務局から説明をいただきましたが、ご質問などございましたらお願いいたします。

### ○木村構成員

まず資料1についてですが、今まであったものではなく、学生支援機構の新たな給付型奨学金があるということで、これを皆さんにきちんとわかるようにしていきたいということですが、具体的にどのように周知していく考えなのか伺います。

### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

ご質問ありがとうございます。ご質問の前段で今までやっていたことはやらないというご指摘があったかと思いますが、これまで行っているアイヌ子弟に対する修学資金については現状を維持する方向で考えたいと思います。ただ、令和2年から、日本学生支援機構において、多くの方が使える給付型奨学金の制度を開始しておりますので、このような制度もあるということ積極的に周知していきたいと考えております。周知の方法につきましては、北海道アイヌ協会、市町村等にご相談して、どういう方法が効果的かということを検討していきたいと考えております。

### ○木村構成員

今までの制度を残しておくというのはわかります。学生支援機構の給付型奨学金の制度がどういう制度なのかよくわからないので、今までアイヌ子弟に対する修学資金を利用できる人であれば利用できるということであればいいのかなと思います。ただ、給付型奨学金について、上限額が決まっていますが、不足する分が出そうというときに、今までのアイヌ子弟に対する修学資金と併用できるのかといったことは大丈夫なのでしょうか。

### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

現状の制度を維持したいということがまず1つで、現状の制度と学生支援機構の給付型奨学金などの制度の併用については今後整理していきたいと考えております。

### ○木村構成員

はい、ありがとうございます。それであればいくらかいいかなと思います。

住宅資金について、僕が言っていたのは抵当権の問題で、平取町であれば第一抵当権という条件がついており、その場合、銀行との併用が難しいことになるかと思えます。道としては、市町村まかせということで指導などはしないのでしょうか。市町村が貸付を行った際に道からいくらか市町村に補助されると思えますが、そうしたものについて今後見直していくつもりがあるかお聞きしたい。

### ○事務局（高石アイヌ政策課長）

はい、住宅資金についてお答えいたします。抵当権につきましては、国に確認したところ、必ずしも市町村が第一抵当権でなくても構わないという見解が出ております。ただ、それぞれの地域の事情などがありますので、全ての地域に対して指示を行うということは難しいのではと思います。これまで混乱していた情報については、困ったときにどこに聞けば正しい情報を入手できるかといったことも含めて整理した上で、道内の市町村に対して通知をしたいと考えております。先ほどの道が市町村に対して補助しているとの点についてですが、道は8分の1を負担させていただいている状況ですが、市町村が起債をするという仕組みがありますので、道の負担割合を上げるというのはこの場でお答えできかねる部分かと思えます。

### ○木村構成員

大学貸付と住宅資金貸付については、色んな地域から要望が何年も前からあります。できる限り、すぐにできるというものではないかもしれませんが、今ある問題を解決できるよう進めていくということを今回入れていただきたいと思います。

アイヌの歴史については、色々なところで議論されています。研究も含めて、考古学、文化人類学、日本文化人類学の3学会で議論されていまして、各学会が出してきたものの表現が間違っていた、縄文時代だとか、続縄文時代だとか、それは勝手に先生方がつけたもので、北海道の文化のなかではずっとアイヌ文化が伝わってきたと思っています。ウポポイもそのことについて見直しをかけるということで、この前、ウポポイで理事会がありまして、展示が変わったということで見させていただいたんですが、そこがすごく良くな

っていました。北海道のアイヌ民族の歴史は、北海道に人が住むようになった旧石器時代、3万年前から続く文化だと書いてあり、すごくいいなと思いました。そういうものを歴史のなかに入れていったほうがいいのではと思います。北海道の先住民族ということでアイヌについて皆さん理解していただけてますが、よく言われるのは、いつから北海道の先住民族なんだという言われ方をします。それがSNSなどで、アイヌは土から湧いて出てきたかのようなことを言われるので、その部分についてウポポイの博物館で見てきたらいいと思います。ぜひそういう文面をアイヌの歴史に入れていただけたら、なおのこといいかと思いますので検討いただければと思います。

### ○落合座長

はい、ありがとうございました。他にご質問、ご意見がある方いらっしゃいますか。

### ○小川構成員

資料2-2の20ページで「他の多くの日本人とほぼ変わらない生活を送っている」ので、奨学金も住宅資金もこういう制度があるという情報を提供するから自分でやってくださいということに違和感があるんですね。アイヌであることを言えない地域だとか、言えない環境にある人もいるから、アイヌに特化した、同じような給付の制度、同じような住宅の制度にしてほしいという話し合いをしているんじゃないかと思うんです。色々な自治体があり、交付金でやったらどうかということもある。道は、国とは違い地続きで国以上に寄り添える地域なので、寄り添った政策をつくってほしいと願っています。例えば、北海道内は第2言語をアイヌ語にするだとか、アイヌに寄り添った政策が出てくることを願っています。

### ○落合座長

はい、ありがとうございました。他にご質問、ご意見がある方いらっしゃいますか。

私の認識としては、今ご指摘いただいた「他の多くの日本人とほぼ変わらない生活を送っている」との点をここに記載すべきかについては、慎重な検討が必要なのだろうと思っています。

ウポポイの前身であるアイヌ民族博物館で、当時、踊り手で司会など、今でもウポポイで活躍なさっているアイヌの方は、必ず、観光客に対して、現在はチセで暮らしているわけではないんですよ、多くの日本人と全く変わらない生活をしていて、仕事が終われば皆と同じようにスマホを持って、車に乗って、皆と同じ家に帰るんですよということを強調しておっしゃる方もいらっしゃる。その方の観点は差別されたくないというところに重心があるのだと思います。ただそこを強調しすぎると、アイヌの方のための特別な政策はいらぬのでは、ということにもなりかねないので、この記載のバランスには難しいところがあるのだと思います。

### ○小川構成員

先ほどのアイヌ語の話について何故話したかという、この前ウポポイ無料デーの最終日に行ったのですが、博物館の一室で試験的に子どもを預かってアイヌ語を教えるという

取組をしたのですが、常時、親子連れが来ましたし、2日目の8千人来たときは入りきれないので入場制限をしたくらいとのことでした。それで託児所を設置してはどうかという話をしているのですが、子どもにアイヌ語を伝える職員の方に聞くと、小さい時期にそのような教育を行うことはすごくいいということでそういう発想になりました。

### ○落合座長

はい、ありがとうございました。他にご質問、ご意見がある方いらっしゃいますか。

### ○結城構成員

今、国立博物館の館長が替わって新しい考古学のイメージというものが、また更新されたような気がします。縄文というと日本人全体が同じイメージで見ているということがすごく問題であって、国立大学の人達は縄文1つのイメージではないということを積極的に発表していくべきだし、木村理事が言ったようにイメージを変えていかないと、いつまで経ってもSNSでアイヌはどこかからやってきたとか、民族大移動の痕跡も何もないのに訳のわからない状況が続いていることは確かなことではあります。

地域差というのは、私もすごく感じるというか、会員数が少ない地域からウポポイに行って学んで職人になっていく例もあるんです。この地域差というのは、これからアイヌ協会でも是正していかないといけないことだと思っていて、アイヌ施策推進法の趣旨同様に、皆自分たちの民族意識が上がるようにするために、理事会でも議会を持つとか、財団などに関わっている人も集まって地域差を是正するためにどうなのかという話し合いを私達の方で行って、まとまった意見を皆様方に伝えていく仕組みを作っていくべきかなというつも思うことでもあります。

### ○落合座長

はい、ありがとうございます。素案（案）について、皆さん、一通り目を通していただいたかと思えます。このあと改めて、これに関するご意見をお一方3分程度ずついただくことになっていきますから、その他に、今の段階で確認しておきたいことやご意見があればお願いします。

それでは、会議冒頭に事務局から案内がありましたとおり、素案の段階ということで、お一人ずつ2、3分程度を目途にご意見を頂戴できればと思います。

では大野構成員から順番にお願いいたします。

### ○大野構成員

資料1で、特に生活の向上について、前回の会議で厳しいようなお話をさせていただきましたが、今の素案の段階で、方策ですから、方向性を出しておくものだろうと思うんです。その方向性について皆さんの了解を得たなかで、実際にどういう事業を展開していくことに発展していくときに、道は、国、市町村、アイヌの方を見ながら事業を作り上げていくと思うんですが、例えば、修学資金、住宅資金貸付の話も残す上でこういう話をされているんですが、本当に残すべきなのか、小川さんが言われた通常のパターンの貸付金と同じ条件でアイヌの方に対する貸付金を設けるというのは変ではないかと思

ます、民間で借りられるわけですから。借りられないところ、例えば借りに行けないんだというところに、ここに行ったらアイヌの方の相談窓口に行ったら借りられるようになるから、相談に乗ってくれるからとか、むしろそうしたことが必要ではないかと思います。

制度としてあるのであれば、そのなかで利用可能で、よりいいものになっているのであるからそっちを使えばいいのではないかと思います。ですから、推進方策の段階で個別具体の事業を言っているようなところもありますが、そういうものは方向性に変えてしまって、きちんとした政策議論、事業議論をしていただきたいと思います。何よりも、そこをやることによって、文化の振興ですとか、必然的に皆さんに理解されるようになるのだろうと思います。

それと全然違う話になりますが、文化を振興していく上でそれに携わっていく人達が生活していけるだけの収入を得なければつながらないんですよね。アイヌの人たちが文化振興をしていこうというときに収入に転化しないと何も変わらないので、素案（案）にも書いてありますが、そういう技術を習得する機会だとか、文化を伝承していけるような仕組みを作ってあげることが大事かと思います。今思い起こしますと、二風谷地区でずっと木彫りや石を削ったりしている人がたくさんいわたけです。ただ、それで商売にならなくなったから木彫りも衰退してきましたし、今まさに平取でそういうことを復興させようと一生懸命やっているわけです。そういう平取のような動きをもっとしっかりやっていくべきだと思います。そちらの方に向けて施策を考えていく方が世の中のためになるのではないかと思います。

#### ○落合座長

では続きまして、中村構成員からよろしくお願いたします。

#### ○中村構成員

私は、ウアイヌコロ会議というウポポイで共生社会を学ぶという取組に参加させていただいていますが、その会議において教育的視点からどのような取組をしたらいいのかという議論であったり、同世代の人達が異なる立場から意見を交わしたり、コミュニケーションを図るところから少しずつ理解を深めていくような取組がなされているところがあると思っています。正しい理解を押しつけるというよりも、皆さんが学ぼうという気持ちを持って向き合うということも必要ではないかと思います。そのときに正しい理解というのが前提になりますので、歴史などを正しく適切に教えてくださる外部の先生や、ウポポイの色々なコンテンツを活用していくなどができるといいのではないかと感じています。まだウポポイも敷居が高いというか、訪れる方もそこまで多くないということもありますので、一過性のものでなく継続して取り組めることをもっとやるべきだと思いますし、それには地域の皆さん、説明される学芸員の方や、引率して下さる先生、旅行客の対応を行うガイドさん、色々な関係者の方が理解した上でこの取組を進めていくことが非常に大事であるということを改めて感じました。

### ○落合座長

では続きまして、荒田構成員からよろしく願いいたします。

### ○荒田構成員

資料2-1ですが、まず目指す姿として、アイヌの人たちが民族としての誇りを持って生活することができ、とありますが、アイヌ自身が自分の文化に誇りを持って生活することができるようになるのは、簡単なようで難しいと思っています。

3の推進施策(1)から(5)まで掲げていただいておりますが、これを一つ一つクリアすればいいというよりは、私個人の意見ですが、まずは生活の向上というのが第一だと思っています。生活の向上がないと、文化の振興にも理解の促進にもつながらないと思っています。

まず文化の振興でいうと、アイヌの人々や文化と接した機会の有無について、道内は「ある」の方が多数だと書いておりますが、これは、アイヌ文化に接したことがあるという方が、道内で100%に近いくらいにならないと理解促進にはつながらないと思えますし、意味がないと思っています。

理解の促進につきましても、平成29年から令和5年の数字だけを見ると差別が減っているように見えますが、これはゼロにならないと理解の促進、文化の振興、生活の向上にはつながらないと思えます。生活の向上についても、「少しゆとりがある」が大きく増加しましたといっても、とても苦しい人と多少困る程度の人がまだまだたくさんいるわけですね。これをゼロに近いくらいまで減らさないと理解の促進、生活の向上、文化の振興にはつながらないのではないかと思います。

あとは、大野構成員がおっしゃったように、文化の振興について、若い人達が工芸家やアイヌ語の先生を目指し色々文化を学んでアイヌのことをたくさん吸収して伝承者になっていったところで、それでは生活ができなくなると離れていくんですね。一般企業に勤めて休みの日に文化の継承をするということだと、文化の継承につながっていかないとことになると思えます。全てがつながっていく形で文化の振興もできて、生活もまともにできるというのが、アイヌのあるべき姿だと思っております。

### ○落合座長

では改めまして、小川構成員からよろしく願いいたします。

### ○小川構成員

やはり生活が向上したとはいえ、まだまだ苦しいところがあるので、先ほど申し上げたとおり、情報を提供するからこういう制度を活用してくださいということができないところに手を差し伸べるような政策を検討いただければと思います。

### ○落合座長

では続きまして、木村構成員からよろしく願いいたします。

### ○木村構成員

先ほどから小川構成員から意見が出ていたことについて、僕が思うに、国と道のスタンスの違いがどこにあるのかなということだと思います。今回この会議に参加させていただ

いて、答えが出てくるのが、国と話をしたらこういう状態だからこうなりませんということが多くてですね、僕たち北海道に住んでいるアイヌからしてみれば、そういうことではないんです。やはり北海道として、アイヌに対してどう向き合っていくんだろうということを小川構成員は言いたいんだと思うんです。生活館の運営費については、大規模生活館、中規模生活館などといった分類になっていて、確か一括して町の方にお金が入るんだと思います。生活相談員の給料もそこから出しながら、生活館の運営をしているといった状況だったのではないかなと思います。生活館運営費については、道というより、建てたときに大規模生活館か中規模生活館かによって運営費も変わってくるのではなかったかなと思うので、そこは町で対応した方がいいのかなと思います。

問題は生活相談員なんですね。道アイヌ協会の事務局に聞いたところ、生活相談員の研修を年1回行っているんですが、それは道からお金が出ているのか聞くと、自前でやっているとのこと。先ほどから住宅資金や修学資金について伝えるように努力していきたいという話があったと思いますが、基本的に生活相談員はどここの市町村にもいると思うんです。いないところは置いてくればいいと思いますし。生活相談員はすごく丁寧にやるので、きちっと利活用していただきたい。ただ縛りもあって、生活相談員をしながら、保存会の仕事をしてはいけないだとかもあって、生活相談員ということに特化してやっていますので。まずは、生活相談員に対する研修について、道アイヌ協会も協力しますので、道の責任のもと、道が中心になってやっていただければ、先ほど意見に出ていた色々なことがクリアになっていくのではないかなと思います。アイヌ生活相談員はすごくいい制度で、アイヌの色々な相談を一括して受けて解決していくということになっていますので、生活相談員についてはぜひやっていただきたい。

僕の思いというのは、北海道がどういうふうアイヌに寄り添っていくのかだと思います。アイヌの味方になるのか、国の味方になるのか。北海道というのは、日本の中でも特別な地域だと思っていますので。前にも言いましたけど、元々は北海道はアイヌが住んでいてそこに和人が侵略してきたと。その中で北海道の色々な成り立ちがあると、そういう文化をきちんと理解し合いながら、別にアイヌが北海道を返せと言っているわけではないので、お互い理解しながら、北海道にはアイヌに寄り添っていただけて進めてもらえればいいものになるのではないかなと思いますので、北海道アイヌ協会も一緒になって、知恵を出し合いながら、北海道のアイヌ文化について色々なことをやっていけるとと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○落合座長

では続きまして、結城構成員からよろしく願いいたします。

### ○結城構成員

前にも言ったんですが、自分たちが使えるお金、ファンドという考え方を将来的にした方がいいのではないかと、それによってお金の流れが変わったりとか、何年もかかってしまうような問題に対して、例えば基金とかファンドという考え方で自由にお金を使えるよう

な仕組みが将来的に建設すべきではないかなというのが、いつも思うことであります。

あとは、世界の先住民とのネットワークをしっかりと作る。海外の取組が見えていないアイヌの人も多いので、小川構成員も言っていました、海外ではどういう取組をしていて日本ではどのような取組をできるのかを考えられるようにしてほしいと思っております。

それからヘイトスピーチのことで、こないだのチカホのことも僕も現場に行ってみましたが、微妙なラインをついてくる。ヘイトスピーチをなくしていく方向で道もエンパワーしてほしいということもあります。

それと関係ないかもしれませんが、森林認証について、海外では、先住民が森林開発や自然の開発に対して意見を述べるができる仕組みがあり、日本でも対応しているはずなんですよね。昨今のニセコや釧路湿原の問題において、そこにアイヌ語がついていて、そこにアイヌの意見が出ないという、僕たちがこれから自分たちが誇れる立場になっていくのに、北海道の自然に対して自分たちの意見を言って守っていくような仕組みも将来的に必要なではないかと思えます。ここは伝統的にアイヌの名前をつけたので、ぜひ荒らさないでほしいとか。私達の文化を有効的に使えることもこれからやるべきかなと考えています。

#### ○落合座長

はい、ありがとうございました。では、私の方から簡単にお話したいと思います。

私の方は、一通り素案（案）について拝見し、いくつか気になることがありました。

まず素案（案）の4ページです。理解の促進の部分で、今回の会議で多くご意見が出た上、地域意見交換会で多くの対応要望が出ていたのが、SNSによる誹謗中傷等への対策だったと思います。これについては、北海道アイヌ協会でも深刻な課題として受け止めていて、私も何度かお話をさせていただいているわけですね。これに関して、他の項目では2、3の施策の方向が示されているなかで、効果的な対策の推進を図るという1点しかないのはやや弱い気がします。何かしらもう1つ方向性が示される方が望ましいのかなと思います。

あとは皆さんおっしゃっていたことですが、アイヌ民族固有の文化の伝承、復興に携わること自体が生業になるような対策をとるという意見があったと思うので、その点については文化の伝承か、生活の向上なのかは検討を要するにしても、例えば生活の向上の課題の部分に、地域における文化振興や伝承活動に支障を来さないようにとありますが、さらに生活につながるようにすることが必要、といったくらい踏み込んだ記載でもいいのかもしれないと思います。

あと13ページですが、多様な文化との交流促進の現状・課題の部分について、実態調査において若年世代の多様な文化との交流の関心が低いという結果が出ていると記載されており、別の部分にお金を使うべきという話になるのかなと思ったら、低いから高める必要があるという理由づけで施策に取り組む必要がある、と説明されているのですが、ここはもう少し別の理由づけをした方がいいのかなと思います。関心がないのであれば、無理

矢理交流させなくてもよくないという異論、反論が出る可能性もありますし、私のもとには、様々な課題に取り組んでいるアイヌ民族の人々から、海外の先行事例を知りたいという意見を多くいただいています。このように、具体的に取り組んでいる人々からは、海外の先行事例を直に見てみたい、海外でどういったことが課題になっているのか知っておきたいという意見が多くあるので、そういう方々の実効的な交流を促進できるよう支援するといった文言でもいいのかなと思います。

あとは14ページの「推進に当たって」について、「関係機関との連携・協力強化」があるのですが、検討会議で意見が出ていたのが、アイヌ施策推進法による国の交付金制度のおかげで、地域ごとに一定の効果が出ているのだけれども、道内各地の相互交流やウポポイとの連携が弱く、そこを担えるのは道だけではないかというのが意見として出ていたかと思います。それこそが道が政策実施する1つのポイントのような気がしていますので、地域連携に係るトピックも入れていただいた方がいいのかなと思います。

あとは、歴史に関する記載について色々ご意見がありました。歴史を記載するのは難しいと思います。私が気になったのは、18ページの、「土地等についても持ち主を明らかにしようとしたが、当時、」から「観念がなかったため」の記載は必要なのかという気がしなくもない。特に、当時、文字を理解する人達が少なかったというのは、誤ったメッセージ性を帯びる危険性があるので避けた方がいいような気がします。その他、歴史の記載については、もう少し細かく見て検討させていただければと思います。私からは以上です。

本日本日予定していが議事は以上となりますが、今までの説明事項、各構成員からのご意見に限らず、全体的なことも含めて、最後ご質問、ご意見があればいかがでしょうか。

#### ○中村構成員

素案(案)の15ページの「(4)総合計画等との整合性」について、北海道総合計画にはいくつかアイヌ関連の記載があるので、整合を図っていくということは大切ですが、総合計画の下に個別の計画が策定されていると思います。例えば観光であれば、北海道観光のくにつくり行動計画というのがあって、そこには先ほど申し上げたものも含めて教育旅行など取組を進めていくということになるのですが、他の色々な個別計画が総合計画の下に位置づけられるかと思っています。その中で本日ご意見が出た内容を紐付けていくお考えがありましたら教えてください。

#### ○事務局(高石アイヌ政策課長)

ご意見ありがとうございます。前提として、この北海道アイヌ政策推進方策の位置づけは、総合計画の中に様々な計画がぶら下がっているのですが、そこに北海道アイヌ政策推進方策が分野別計画としてぶら下がっている形になります。ですので、他の計画にぶら下がるというよりも、政策分野として北海道総合計画に直接ぶら下がっている形になっております。

**○中村構成員**

わかりました。ありがとうございます。

**○落合座長**

はい、それではこれで本日予定していた議事は以上となります。

それでは今後の日程について、事務局からご説明お願いしたいと思います。

**○事務局（高石アイヌ政策課長）**

落合座長、ありがとうございます。それでは今後の日程についてご案内申し上げます。参考資料4をご覧ください。今後につきまして、今回の会議でいただいたご意見も踏まえて素案を取りまとめ、パブリックコメントを実施する予定です。次回第5回の日程につきましては、令和8年1月下旬から2月初旬の開催を予定しております。別途日程調整をさせていただきますので、皆様よろしくお願いいいたします。

**○落合座長**

はい、それでは以上をもちまして本日の議事を終了して進行を事務局にお返ししたいと思います。本日は速やかな議事進行へのご協力をいただきありがとうございました。

**4. 閉 会**

**○事務局（高石アイヌ政策課長）**

はい、落合座長、ご出席の皆様、本日はどうもありがとうございました。以上をもちまして、第4回第2次北海道アイヌ政策推進方策検討会議を終了いたします。本日はお忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。お気をつけてお帰りください。

以 上